

仙北市高齢者世帯等除雪支援事業

自力での除雪が困難な世帯に除排雪や雪下ろしに係る費用の一部を助成します。

○事業の目的

自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に対して除排雪や雪下ろしの費用の一部を助成することにより、冬期間、安心して生活ができるよう支援することを目的とします。

○利用対象者

仙北市に住所を有し現に居住している市県民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯とします。
ただし、別居の親族や近隣からの支援がある世帯や生活保護世帯は除きます。

- ① 75歳以上のひとり暮らし世帯
 - ② 同居者全員が75歳以上である世帯
 - ③ 身体障害者手帳1級～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護3～5認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯等
 - ④ 75歳以上の方と身体障害者手帳1級～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護3～5認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯等
 - ⑤ その他特別な理由のある方で市長が認めた世帯（担当民生委員か行政連絡員の意見が必要 → 申請書の下欄）
- ※身体障害者手帳等は写しの添付をお願いします。
- ※世帯分離しているが同一住所の同居者がいれば支援ありとみなされる場合があります。

○対象となる作業

- ・住宅から公道までの除雪・排雪（令和元年11月から翌年3月まで）
- ・住宅屋根の雪下ろし（仙北市内6地区割（①上桧木内地区、②桧木内地区、③西明寺・神代地区、④田沢地区、⑤生保内地区、⑥角館地区）として、市で調査したそれぞれの地区積雪量が概ね100cmを超え、今後も増加が見込まれる場合）

○助成額と利用券について

業務内容	市助成額	利用券
住宅から公道までの除雪・排雪	20,000円	1,000円×4枚 2,000円×8枚
住宅屋根の雪下ろし作業	15,000円	5,000円×3枚

※費用が利用券の額を上回った場合、利用者が差額分の実費を除雪業者等に支払ってください。

○申込みについて

- ・各地域センター、各出張所窓口に申請書が置いてあるので窓口に提出してください。

○申込みの時期 令和元年10月1日～翌年3月

- ・支援の流れ

- ① 市に申し込み → 市で審査 → 決定 → 除雪利用券が交付されます。（積雪量が概ね100cmを超え、今後も増加が見込まれる場合、地区割りごとに追加で住宅屋根雪下ろし利用券が交付されます。）
- ② 利用者が市に登録した除雪業者等に除排雪を依頼 → 除雪作業 → 除雪業者に利用券及び現金で支払う。（登録除雪業者の一覧は、利用決定通知と一緒にお知らせします）

○お問い合わせ先

- ・仙北市役所西木庁舎内 長寿支援課 長寿いきがい係 電話43-2281